

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

当社は、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・的確な意思決定により経営の活力を増大させることができがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 中長期的な投資方針を有する株主との間で建設的な対話をを行う。

なお、当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を『コーポレートガバナンス基本方針』として制定し、当社ウェブサイトにおいて公表しております。

<http://www.tis.co.jp/ir/policy/governance/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則1-2-(5) 実質株主との対話)

当社は、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載又は記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことを原則認めておりません。ただし、株主名簿上の株主を通じて株主総会への出席の申し出があった場合、株主総会への入場と傍聴を認めることとしております。今後は、実質株主の要望等を踏まえつつ株主総会への出席に関するガイドライン等の検討・整備に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

(原則1-4 政策保有株式)

【政策保有株式の取得・保有に関する方針】

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、取引先との長期的・安定的な関係の構築や、営業推進などを目的として必要と判断した場合に限り、その企業の株式を保有する方針としております。毎年、定期的に主要な政策保有株式について当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを検証しています。

【政策保有株式に係る議決権行使の方針】

保有上場株式の議決権の行使については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、並びに投資先の株主共同の利益に資するものであるかなどを総合的に判断の上、適切に行使します。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

【関連当事者間の取引の取締役会承認】

当社は、取締役・子会社その他関連当事者との間で競業取引および利益相反取引を行う場合には、当該取引が会社や株主共同の利益を害する事がないよう、あらかじめ取締役会の承認を得るものとしております。なお、取締役は、自らに関して利益相反に係る問題が生じる場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得ることとしております。

【関連当事者間取引の開示】

関連当事者間の取引内容は、定期的に取締役会に報告し、関連法令の定めるところにより有価証券報告書の連結財務諸表注記および「株主総会招集ご通知」に記載する計算書類個別注記表にて、その概要を開示しております。

(原則3-1-i 経営理念等・経営戦略、経営計画)

【経営理念】

当社は、「TISインテックグループ経営理念」を当社ウェブサイトにおいて公表しております。

<http://www.tis.co.jp/group/principle/>

【経営計画】

当社は、2015-2017年度の中期経営計画を当社ウェブサイトにおいて公表しております。

<http://www.tis.co.jp/ir/policy/midtermpolicy/>

(原則3-1-ii コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針)

当社は、「グループ経営理念」および「グループビジョン」にもとづき、当社グループの中長期的な企業価値の向上を実現するため、『コーポレートガバナンス基本方針』を制定し、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組んでまいります。

(原則3-1-iii 取締役等の報酬を決定するにあたっての方針・手続き)

当社は、常勤取締役・執行役員の報酬の決定にあたっては、会社業績指標に連動した報酬制度の導入により、業績向上のインセンティブを強化することを基本方針としています。独立社外取締役の報酬は、基準報酬のみで構成されており業績連動報酬は支給しておりません。監査役の報酬は、監査役会の協議で決定・支給しておりますが、独立性確保の観点から業績との連動は行わず基準報酬のみを支給しております。

なお、現報酬体系が健全な動機付けに資するものと判断し、自社株を用いた報酬制度(ストックオプション制度)については導入しておりませんが、常勤取締役・執行役員は、中長期の業績を反映させる観点から、基準報酬の一一定額以上を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとしております。

(原則3-1-iv 取締役等の選任・指名を行うにあたっての方針と手続き)

当社は取締役・監査役等の候補者の指名を行うにあたっては、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を当社が定める選任基準にもとづき取締役会で審議の上、指名することとしております。

(原則3-1-v 経営陣の選任・指名に関する理由の開示)

当社では、全ての取締役および監査役の候補者について、合併・商号変更前のITホールディングス株式会社として発行した株主総会招集ご通知(参考書類)に記載のそれぞれの選任議案において、「候補者とした理由」を記載しています。第8期定期株主総会で選任の取締役10名および監査役5名の「候補者とした理由」は、以下の通りです。

<取締役>

・前西規夫

前西規夫氏は、当社の主要子会社であるTIS株式会社において産業系システムの企画・開発業務に長年携わるとともにコーポレート部門での職務経験の後、同社代表取締役副社長、当社取締役副社長等を経て、平成25年6月から現在に至るまで代表取締役社長を務めており、当社グループの事業および会社経営について豊富な経験を有しております。これらの経験を活かし、取締役として当社グループの重要な事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたします。

・桑野徹

桑野徹氏は、当社の主要子会社であるTIS株式会社において金融系システムの企画・開発業務に長年携わり、平成23年4月から現在に至るまで同社代表取締役社長を務めるとともに、平成25年6月から当社取締役を兼任し、当社グループの事業および会社経営について豊富な経験を有しております。これらの経験を活かし、当社グループの重要な事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたします。

・西田光志

西田光志氏は、当社の主要子会社であるTIS株式会社において金融系・産業系システムの企画・開発業務に長年携わるとともに、当社グループ会社の代表取締役社長を経て、平成25年4月からTIS株式会社の代表取締役副社長を務めております。これらの経験を活かし、当社グループの重要な事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたします。

・柳井城作

柳井城作氏は、当社の主要子会社であるTIS株式会社において経営企画部門等を経た後、平成23年4月から現在に至るまで当社の執行役員として企画本部長を務め、当社グループの事業および会社経営について業務執行の立場で豊富な経験を有しております。これらの経験を活かし、取締役として当社グループの重要な事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたします。

・金岡克己

金岡克己氏は、当社の主要子会社である株式会社インテックにおいてコーポレート部門、金融システム部門、インフラ部門等を経て、同社代表取締役社長に就任した後、平成24年6月から現在に至るまで当社代表取締役会長を務めており、当社グループの事業および会社経営についての豊富な経験を有しております。これらの経験を活かし、取締役として当社グループの重要な事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたします。

・日下茂樹

日下茂樹氏は、当社の主要子会社である株式会社インテックにおいて、産業系システムの事業本部の経営に携わった後、平成27年5月から現在に至るまで同社代表取締役社長を務めるとともに、平成27年6月からは当社取締役を兼任し、当社グループの事業および会社経営についての豊富な経験を有しております。これらの経験を活かし、取締役として当社グループの重要な事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたします。

・鈴木良之

鈴木良之氏は、当社の主要子会社である株式会社インテックにおいて、コーポレート部門、技術部門等を経て、平成27年5月から現在に至るまで同社代表取締役副社長を務めております。これらの経験を活かし、取締役として当社グループの重要な事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたします。

・小田晋吾

小田晋吾氏は、日本ヒューレット・パッカード株式会社代表取締役社長を経験し、IT分野を中心とした業界動向やグローバルな企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験を活かし、また独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、社外取締役候補者といたします。なお、同氏は平成20年4月に当社の社外取締役に就任し、本定期株主総会終結の時をもってその在任期間は8年3ヶ月であります。

・石垣禎信

石垣禎信氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております、また、同氏のITサービス業界における幅広い活動経験と豊富な専門知識を当社の経営に活かし、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただけるものと考え、社外取締役候補者といたします。なお、同氏は、当社グループの取引先である日本アイ・ビー・エム株式会社(連結売上高に対する当該会社の取引割合は1.17%)に平成13年10月末まで在籍しておりましたが、退職後、既に14年7カ月が経過しており、かつ、当該取引先が当社経営の意思決定に与える影響は全くない状況であるため、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。また、同氏は平成22年6月に当社の社外取締役に就任し、本定期株主総会終結の時をもってその在任期間は6年であります。

・佐野鉱一

佐野鉱一氏は、三井化学株式会社において主に財務・経理部門を歴任し、代表取締役副社長を務めるなど企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。これらの経験を活かし、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提

言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役候補者といたしました。

<監査役>

・下平卓穂

下平卓穂氏は、金融機関および様々な企業において代表取締役社長、監査役等を歴任し、平成25年6月から当社の主要子会社であるTIS株式会社の常勤監査役を務めております。これらの経験を活かし、当社取締役の業務執行に対する的確かつ公正な監視監督機能を期待できるため監査役候補者といたしました。

・石井克彦

石井克彦氏は、金融機関および当社主要子会社であるTIS株式会社のコーポレート部門の本部長を経て、現在、同社顧問を務めております。これらの経験を活かし、当社取締役の業務執行に対する的確かつ公正な監視監督機能を期待できるため監査役候補者といたしました。

・伊藤大義

伊藤大義氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計等に関する専門的な知識およびこれまでの経験を活かし、当社のグループ監査体制強化に資する人材であります。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により監査役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は平成24年6月に当社の社外監査役に就任し、本定時株主総会終結の時をもってその在任期間は4年であります。

・上田宗央

上田宗央氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対する総合的な助言を得ること、および業務執行に対する社外からの監視監督機能を期待し社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は平成24年6月に当社の社外監査役に就任し、本定時株主総会終結の時をもってその在任期間は4年であります。

・船越貞平

船越貞平氏は、三菱商事株式会社における投融資・審査部門や管理部門のマネジメント、IT企業における監査役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験・知識を有しており、当社の経営に対する総合的な助言を得ること、および業務執行に対する社外からの監視監督機能を期待し社外監査役候補者といたしました。

(補充原則4-1-（1）経営陣に対する委任の範囲)

当社は、経営と業務執行に関する機能・責任の明確化、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行役員制度を導入するとともに、取締役会における委任の範囲内において、経営に関する特定の重要事項について審議・決定を行う経営会議を設置しております。取締役会が委任する範囲は、「取締役会規程」「経営会議規程」「稟議決裁規程」において経営各層が決定すべき事項とその権限基準を定め、各職位の権限を明確化しております。

(原則4-8 独立社外取締役の有効な活用)

当社は、取締役会の判断・行動の公正性をより高めるとともに、取締役会における議論の活性化、適切な意思決定や監督の実施等の機能を担う独立社外取締役を2名以上選任し、コーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準)

当社は、会社法上の要件および東京証券取引所の独立性基準を踏まえ「社外役員の独立性に関する基準」を策定し、この独立性要件を基準に独立社外取締役および独立社外監査役を選任しております。

「社外取締役の独立性に関する基準」は当社ウェブサイトにおいて公表しております。

<http://www.tis.co.jp/ir/policy/governance/>

(補充原則4-11-（1）取締役会の構成についての考え方)

取締役会の構成は、取締役を15名以内とし、そのうち2名以上は独立社外取締役とすることとしております。取締役会は、株主からの受託者責任を認識し、法令・定款および当社関連規程の定めるところにより経営戦略、経営計画その他当社の重要な意思決定および業務執行の監督を行い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に責任を負っており、その取締役会を構成する取締役は、その責務に相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を当社が定める選任基準にもとづき取締役会で審議の上、指名することとしております。

(補充原則4-11-（2）取締役・監査役の兼任の状況)

取締役および監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、定時株主総会招集ご通知の事業報告に開示しております。

(補充原則4-11-（3）取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要)

当社は、課題や改善点を洗い出し、取締役会の実効性を高めるための取り組みにつなげることを目的に、2015年度に取締役会の実効性評価を実施しました。評価にあたっては、取締役および監査役全員を対象に、取締役会の構成および運営について網羅的に自己評価・自己分析を行う匿名のアンケート調査と、アンケート調査の結果を踏まえた取締役会における議論を実施しました。評価の方法、評価の結果、評価を踏まえた今後の課題およびその対応は以下に記載の通りです。

1. 評価の方法

当社は、取締役会の実効性等に関する質問票をすべての取締役および監査役に配布し、回答を得ました。これらの回答を踏まえ、当社取締役会は取締役会の実効性に関する分析および評価を行いました。

2. 取締役会の実効性に関する分析および評価の結果

当社取締役会は、稟議決裁規程およびグループ管理規程に基づく審議運営によって当社およびグループ各社の事業の推進状況、投資などの経営上重要な事項の承認と業務執行の監督を適切に行うための一定の実効性が確保されていると評価しました。社外取締役・監査役に対しては、経営会議への出席等を通じて経営判断に必要な情報提供などの支援が行われること等によって、取締役会において活発に議論に参画されていることを確認しました。

一方、当社取締役会は、個別の案件の詮議に多くの時間が費やされており、中長期のビジョンや戦略に関しての包括的な議論が充分に行えていない傾向があると認識しました。また、業務執行の過程で生じる経済環境の変化等を踏まえた計画の見直し・変更が適切に実施できるよう、一層の監督機能の強化が必要であると認識しました。

3. 分析および評価を踏まえた今後の課題およびその対応

前述の分析および評価を踏まえ、当社は特に以下の課題への対応に注力し、取り組んでまいります。

1)取締役会における中長期の経営課題に関する議論の充実

取締役会における中長期の経営課題に関する議論をさらに充実させてまいります。特に、中期経営計画の進捗状況のPDCAにおいて、事業における中長期的な競争状況や市場動向を踏まえた事業戦略・人材戦略・投資戦略などの重要課題についての議論を充実させてまいります。また、その一環として、経営会議との関係において、取締役会付議報告基準の見直しや、取締役会における討議テーマの上程プロセスの整備なども検討してまいります。

2)重要業務の執行の監督機能の充実

法定事項を含む議案審議スケジュールに加え、経営上重要な事項と判断された議案に関する追加審議や執行状況の報告などのスケジュールを個別案件ごとに明確にし、継続的に取締役会において監督の実施を行う運用プロセスの整備を検討いたします。

(補充原則4-14-(2) 取締役および監査役のトレーニング方針)

当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対して、就任に際して当社グループの事業・財務・組織等の必要な知識の習得、取締役・監査役として求められる職務と職責を理解する機会の提供、および在任期間中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行います。

(原則5-1 株主との建設的な対話)

株主との対話は、コーポレートコミュニケーション部門が代表取締役社長、担当取締役、担当執行役員等と対応方法を検討し適切に対応することにより、株主の意見が取締役会全体に共有されるよう努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	5,161,600	5.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,012,200	5.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,516,300	5.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,681,500	3.05
TISインテックグループ従業員持株会	2,369,592	2.70
日本生命保険相互会社	2,073,053	2.36
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,654,356	1.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・三菱電機株式会社口)	1,598,960	1.82
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1,196,000	1.36
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,174,417	1.34

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

1. 上記「(2)大株主の状況」は2016年9月期の株主名簿に基づいて記載しております。

2. 上記のほか、当社所有の自己株式1,700千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.94%)があります。

3. 平成27年5月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが4社連名により、平成27年4月27日現在で以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、株式会社三菱東京UFJ銀行を除く3社については、株主名簿の記載内容が確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。

株式会社三菱東京UFJ銀行 所有株式数:1,654千株、割合:1.88%

三菱UFJ信託銀行株式会社 所有株式数: 1,973千株、割合:2.25%

三菱UFJ投信株式会社 所有株式数:444千株、割合:0.51%

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 所有株式数:343千株、割合:0.39%

計 所有株式数:4,416千株、割合:5.03%

4. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 12,430千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 6,427千株

資産管理サービス信託銀行株式会社 2,384千株

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
小田 晋吾	他の会社の出身者										
石垣 権信	他の会社の出身者										
佐野 鉱一	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小田 晋吾	○	—	日本ヒューレット・パッカード株式会社代表取締役社長を経験されており、同氏のIT分野を中心とした業界動向やグローバルな企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かし、また独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただけたと判断し、社外取締役として選任しております。 なお、会社法における社外取締役の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
石垣 権信	○	—	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、同氏のITサービス業界に

			における幅広い活動経験と豊富な専門知識を当社の経営に活かし、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただけるものと考え、社外取締役として選任しております。 なお、会社法における社外取締役の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
佐野 鉱一	○	—	三井化学株式会社において主に財務・経理部門を歴任し、代表取締役副社長を務めるなど企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。この経験を活かし、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役として選任しております。 なお、会社法における社外取締役の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は、監査役5名(内、社外監査役3名)で構成されます。取締役の職務の執行について、監査役会の定める監査方針に従い、各監査役が監査を実施しております。また、当社が監査契約を締結している新日本有限責任監査法人から年間会計監査計画の提出、会計監査実施結果の報告を受けるほか、会計監査人と定期的な情報交換や意見交換を行う等、緊密な相互連携をとっております。加えて、監査部門による監査結果の報告を受けるとともに、隨時意見交換を行っております。

当社の内部監査は、各部門の業務活動が、法令・定款・諸規程及び経営方針・計画に準拠し、適正かつ効率的に運営されているか否かを検討し、経営の合理化・業務効率の改善・向上に資することを目的としております。加えて、グループ各社の内部監査部門との定期的な情報交換や適時実施するグループ会社の実地監査等を通じて監査品質の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 大義	公認会計士													
上田 宗央	他の会社の出身者													
船越 貞平	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 大義	○	—	公認会計士の資格を有しており、財務および会計等に関する専門的な知識およびこれまでの経験を活かし、当社のグループ監査体制強化に資する人材であり、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断して、社外監査役として選任しております。 なお、会社法における社外監査役の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
上田 宗央	○	—	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対する総合的な助言を得ること、および業務執行に対する社外からの監視監督機能を期待し社外監査役として選任しております。 なお、会社法における社外監査役の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
船越 貞平	○	—	三菱商事株式会社における投融資・審査部門や管理部門のマネジメント、IT企業における監査役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験・知識を有しており、当社の経営に対する総合的な助言を得ること、および業務執行に対する社外からの監視監督機能を期待し社外監査役として選任しております。 なお、会社法における社外監査役の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

6名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績運動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員の報酬の決定にあたっては、会社業績指標に連動した報酬制度の導入により、業績向上のインセンティブを強化することを基本方針としております。

当社の取締役に対する報酬は、基準報酬、業績運動報酬で構成し、基準報酬は役位ごとの役割の大きさや責任の範囲にもとづき支給し、業績運動報酬は毎年度の経営計画にもとづき定めた会社業績指標に対する達成度に連動して、基準報酬額に対し役位ごとに定められた上限(最大3%)の範囲内で支給することとしております。

社外取締役に対する報酬は、基準報酬のみで構成され業績運動報酬は支給しておりません。

加えて、取締役については、中長期の業績を反映させる観点から、基準報酬の一定額以上を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。
なお、現報酬体系は取締役の当社経営に対する健全な動機付けに資するものと判断し、自社株を用いた報酬制度(ストックオプション制度)等についても導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、全取締役に対して支払った報酬の総額を開示し、その内数として社外取締役に対して支払った報酬の総額を併せて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬の決定にあたっては、会社業績指標に連動した報酬制度の導入により、業績向上のインセンティブを強化することを基本方針としております。

当社の取締役に対する報酬は、基準報酬、業績連動報酬で構成し、基準報酬は役位ごとの役割の大きさや責任の範囲にもとづき支給し、業績連動報酬は毎年度の経営計画にもとづき定めた会社業績指標に対する達成度に連動して、基準報酬額に対し役位ごとに定められた上限(最大30%)の範囲内で支給することとしております。

社外取締役に対する報酬は、基準報酬のみで構成され業績連動報酬は支給しておりません。

加えて、取締役については、中長期の業績を反映させる観点から、基準報酬の一定額以上を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

なお、現報酬体系は取締役の当社経営に対する健全な動機付けに資するものと判断し、自社株を用いた報酬制度(ストックオプション制度)等についても導入しておりません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

全ての取締役会及び重要な会議の上程議案について、社外取締役・社外監査役へ事前に資料を送付し質問を受けるとともに、必要に応じて担当者から事前説明を実施するなどのサポートを行い積極的な議論による会議の活性化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は定款の定めにより取締役会の員数を3名以上15名以下とし、取締役会の監督機能の強化を図るため、そのうち2名以上を独立社外取締役とする方針を定め、現状では3名の独立社外取締役を選任しております。

取締役会は原則毎月1回、加えて臨時の取締役会を必要に応じてそれぞれ開催し、取締役は迅速・機動的な意思決定を行っております。更に、取締役会における経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しており、取締役は執行役員に業務執行を委嘱し、委嘱を受けた執行役員は各部門長に対して、具体的な指揮・命令・監視を行っております。

また、経営会議およびグループ経営会議を設置し、当社及びグループ全体の業務執行に関する重要な事項の審議・報告等を行っております。

なお、全ての取締役会及び重要な会議の上程議案について、社外取締役・社外監査役へ事前に資料を送付し質問を受けるとともに、必要に応じて担当者から事前説明を実施するなどのサポートを行い積極的な議論による会議の活性化を図っております。

<内部監査及び監査役監査の状況>

当社の内部監査は、監査室2名で構成され、各部門の業務活動が、法令・定款・諸規程及び経営方針・計画に準拠し、適正かつ効率的に運営されているか否かを検討し、経営の合理化・業務効率の改善・向上に資することを目的としております。加えて、グループ各社の内部監査部門との定期的な情報交換や適時実施するグループ会社の実地監査等を通じて監査品質の向上に努めております。

当社の監査役会は、監査役5名(内、社外監査役3名)で構成されます。取締役の職務の執行について、監査役会の定める監査方針に従い、各監査役が監査を実施しております。また、当社が監査契約を締結している新日本有限責任監査法人から年間会計監査計画の提出、会計監査実施結果の報告を受けるほか、会計監査人と定期的な情報交換や意見交換を行う等、緊密な相互連携をとっております。加えて、監査室による監査結果の報告を受けるとともに、隨時意見交換を行っております。

<会計監査の状況>

当社は、会計監査を担当する会計監査人として新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。なお、当社の監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。

公認会計士 斎藤 浩史 氏 (継続監査年数3年)

公認会計士 田光 完治 氏 (継続監査年数2年)

公認会計士 善方 正義 氏 (継続監査年数5年)

監査業務に関わる補助者の人数

公認会計士 8名

その他 10名

<監査役の機能強化に関する取組状況>

「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況【監査役関係】」の記載をご参照下さい。

<責任限定契約の内容の概要>

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行に対する取締役会による監督と監査役会による適法性・妥当性監査の二重のチェック機能をもつ監査役設置会社の体制を選択しております。また、業界及び企業経営に関する経験と見識を有する社外取締役を選任し、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言を通じて、取締役会の監督機能の強化を図っております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	2016年6月24日開催の第8期定時株主総会の招集通知を2016年5月30日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様が株主総会に参加しやすいように、集中日を回避して設定しております。なお、直近の定時株主総会は2016年6月24日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	電子投票制度を採用し、インターネット等(PC、スマートフォンまたは携帯電話)による議決権行使ができるようにしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイト上に、株主総会招集通知(和文および英文)を掲載しております。
その他	当社ウェブサイト等を通じて、招集通知の発送前開示を実施しております。 直近の定時株主総会の招集通知の発送前開示は2016年5月20日に実施いたしました。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成の上、当社ウェブサイトに掲載しております。 URL http://www.tis.co.jp/ir/other/disclosure/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会(通期及び第2四半期は会場利用、第1四半期及び第3四半期は電話会議)を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト上に、IR(投資家情報)ページを用意し、決算短信等の決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書および四半期報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知及び決議通知、IRポリシー等を掲載しております。 URL http://www.tis.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR業務は、コーポレートコミュニケーション部が担当し、専任の担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループCSR基本方針の各項目において、ステークホルダーの立場を尊重することを具体的に記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	データセンターにおける省エネ対策や環境配慮型の設計等、グループ各社が社会貢献や環境保全に対する高い意識のもと、精力的な取り組みを行っております。 当社グループのCSRへの取組みを当社ウェブサイトに掲載しております。 URL http://www.tis.co.jp/group/csr/report/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーにおいて、透明性を確保する観点から、重要な会社情報のみならず当社への理解を深めるものと判断した情報については、適時・適切に公表する旨を定めております。
その他	当社は、持続的な成長のためには様々な経験・技能・属性といった多種多様な視点・価値観が必要であることを認識し、女性の活躍促進を含め社内における人材の多様性の確保を推進してまいります。

特に社会的要請の高い女性活躍推進については、主要グループ会社5社の女性管理職比率が平均約6%にとどまる状況であり、女性社員にとってより一層実力を発揮しやすい制度や職場環境の整備が急務であると認識しております。経営トップのリーダーシップの下、能力開発・キャリア形成、働き方の見直しなどグループ全体で施策を推進してまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜内部統制システムについての基本的な考え方＞

当社は、会社法および同施行規則の規定に則り、当社および当社の子会社から成る企業集団（以下、「グループ」もしくは「グループ会社」という。）の業務の適正を確保するための体制（内部統制体制）を以下のとおり決議し、この決議内容に則り、規程の制定、所管部門の設置、計画・方針の策定その他の体制の整備を行い健全な経営体制構築を推進する。なお、当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社（以下「子会社等」という。）とグループ経営運営契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。子会社等以外のグループ会社の経営管理は、原則として、子会社等を通じて行う。

1. グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、グループ会社の取締役および使用人（以下「役職員」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「グループCSR基本方針」を制定する。代表取締役はこれをグループ会社の役職員に周知し、法令遵守および、社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

(2) グループ会社の役職員は、組織、業務分掌、職務権限に関する各規程に従い業務を執行する。

(3) 当社は、グループ全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンス担当役員を任命するとともに、コンプライアンス統括部門を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点を把握、および、役職員に対する指導、啓発、研修等に努める。コンプライアンス統括部門を事務局とする「グループコンプライアンス会議」を設置し、グループ全体のコンプライアンスの維持・向上を図る。

(4) コンプライアンス違反行為等について、グループ会社の役職員が直接情報提供を行える内部通報制度を整備する。

(5) 内部通報制度の利用者は、その利用において、いかなる不利益も受けないものとする。また、内部通報制度の利用者を保護するために、必要な措置を講ずる。

(6) 反社会的勢力との関係遮断が企業の社会的責任および企業防衛の観点から必要不可欠であると考え、反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、一切の関係を持たないことを宣言する。

(7) 反社会的勢力との関係遮断を、諸規程において明文化する。また、コンプライアンス統括部門を対応部門として情報の集約を図り、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、弁護士および警察等関連機関との緊密な連携のもと、適切な対応をとることができる体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存に関する体制

法令および文書管理規程に従い、当社取締役会の記録およびその他決裁書等、当社取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存しつつ管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、グループのリスクを適切に認識し、損失発生の未然防止に努めるため「リスク管理規程」を制定する。この規程に則り、グループ全体のリスク管理を統括するリスク管理担当役員を任命するとともに、リスク管理統括部門を設置し、リスク管理体制の整備を推進する。

(2) リスク管理に関するグループ全体のリスク管理方針の策定・リスク対策実施状況の確認等を行うため「グループリスクマネジメント会議」を設置する。

(3) グループ会社において重大なリスクが顕在化した時には対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。

4. グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社取締役会は、法令および「取締役会規程」で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する。

(2) 当社は、迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入する。

(3) 当社取締役会の効率的な運営に資することを目的に、当社に、常勤取締役および執行役員等によって構成される経営会議を設置し、グループ会社の業務執行に関する重要な事項の審議を行い、当社取締役会から委嘱を受けた権限の範囲内で職務を執行する。

5. グループ会社における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、子会社等の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「グループ経営理念」および「グループ管理規程」を定める。

(2) 子会社等には、必要に応じて当社から取締役および監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。

(3) 当社はグループ全体の内部統制を統括する内部統制担当役員を任命するとともに、内部統制統括責任部門を設置し、グループの横断的な内部統制体制の整備および問題点の把握に努める。内部統制統括部門を事務局とする「グループ内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス、リスク管理、情報セキュリティ等の内部統制上の重要な事項を評価・審議し、その結果を取締役会に報告する。

(4) 当社の内部監査担当部門は、当社各部門の監査を実施するとともに、グループ会社の監査を実施または統括し、子会社等が当社に準拠して構築する内部統制およびその適正な運用状況について監視、指導する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役が必要と認めた場合は、監査役の必要とする能力・知見を有する使用者に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用者の独立性を確保するため、当該業務を遂行するにあたっては、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(2) 監査役の職務を補助すべき使用者の人事異動・人事評価・懲戒処分は、あらかじめ監査役の承諾を得るものとする。

(3) 監査役の職務を補助すべき使用者に任命された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有するものとする。

8. グループ会社の役員および使用人が当社監査役に報告するための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

(1) グループ会社の役職員は、情報の共有、課題・対策の検討、方針確認等を図るためグループ横断的に設置された各会議体等を通じて、経営、事業、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に当社監査役に報告を行うとともに、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告を行う。

(2) 当社は、当社監査役へ報告を行ったグループの役職員に対し当該報告を行ったことを理由として、不利な扱いを行わないものとする。

(3) コンプライアンス統括部門は、内部通報制度の運用状況および重要な報告・相談事項について定期的に当社監査役に報告を行う。

(4) グループ会社の役職員は、いつでも当社監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)当社監査役は、当社取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べができるものとする。
(2)当社の代表取締役、会計監査人および内部監査担当部門は、当社監査役会とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
(3)当社は、当社監査役会が必要に応じて弁護士、公認会計士等の専門家を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

<内部統制システムの整備状況>

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月22日開催の当社取締役会の決議により、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について、当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせた内容に一部改定いたしました。当社は、『グループ経営理念』及び『グループCSR基本方針』を制定し、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等の体制を含む当社グループ全体の内部統制システムを整備することにより業務の適正を確保するとともに、企業価値の向上を実現すべく改善に努めております。また、内部統制システムの整備および運用状況のモニタリングを実施し、グループ内部統制委員会にて審議の上、取締役会に審議結果を報告するプロセスを順次整備しております。グループ内部統制委員会での審議の結果を踏まえて、グループ全体の内部統制システムの強化および改善に取り組んでまいります。当社の機関及び内部統制は次のとおりであります。

1. グループコンプライアンス会議

当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点を把握、及び、役職員に対する指導、啓発、研修等を目的に代表取締役社長を議長とする「グループコンプライアンス会議」を設置し、グループ全体のコンプライアンス上の重要な問題を審議し、再発防止策の審議・決定、防止策の推進状況管理などを通じて、グループ全体への浸透を図っております。また、違法行為を未然防止するとともに、違法行為を早期に発見是正する施策としてグループ内部通報制度を導入し通報・相談窓口を設置して、グループ全体の法令遵守意識を高めております。

2. グループリスクマネジメント会議

リスク管理体制の強化を目的にリスク管理規程を制定し、当社及びグループ会社に係るリスクをハザードリスク、オペレーションナルリスク、財務リスク、戦略リスクに分類し、それらのリスクの管理体制・危機発生の際の責任体制などについて定めております。当社及びグループ全体に関わるリスクの把握、リスク低減策の推進を行うため、グループリスクマネジメント会議を設置し、グループ全体のリスク管理方針の策定・リスク対策実施状況の確認等を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方>

当社は、反社会的勢力との関係遮断が企業の社会的責任および企業防衛の観点から必要不可欠であると考え、反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、一切の関係を持たないことを宣言しております。

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

当社は、反社会的勢力との関係遮断を、諸規程において明文化しております。また、コンプライアンス統括部門を対応部門として情報の集約を図り、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、弁護士および警察等関連機関との緊密な連携のもと、適切な対応をとることができる体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

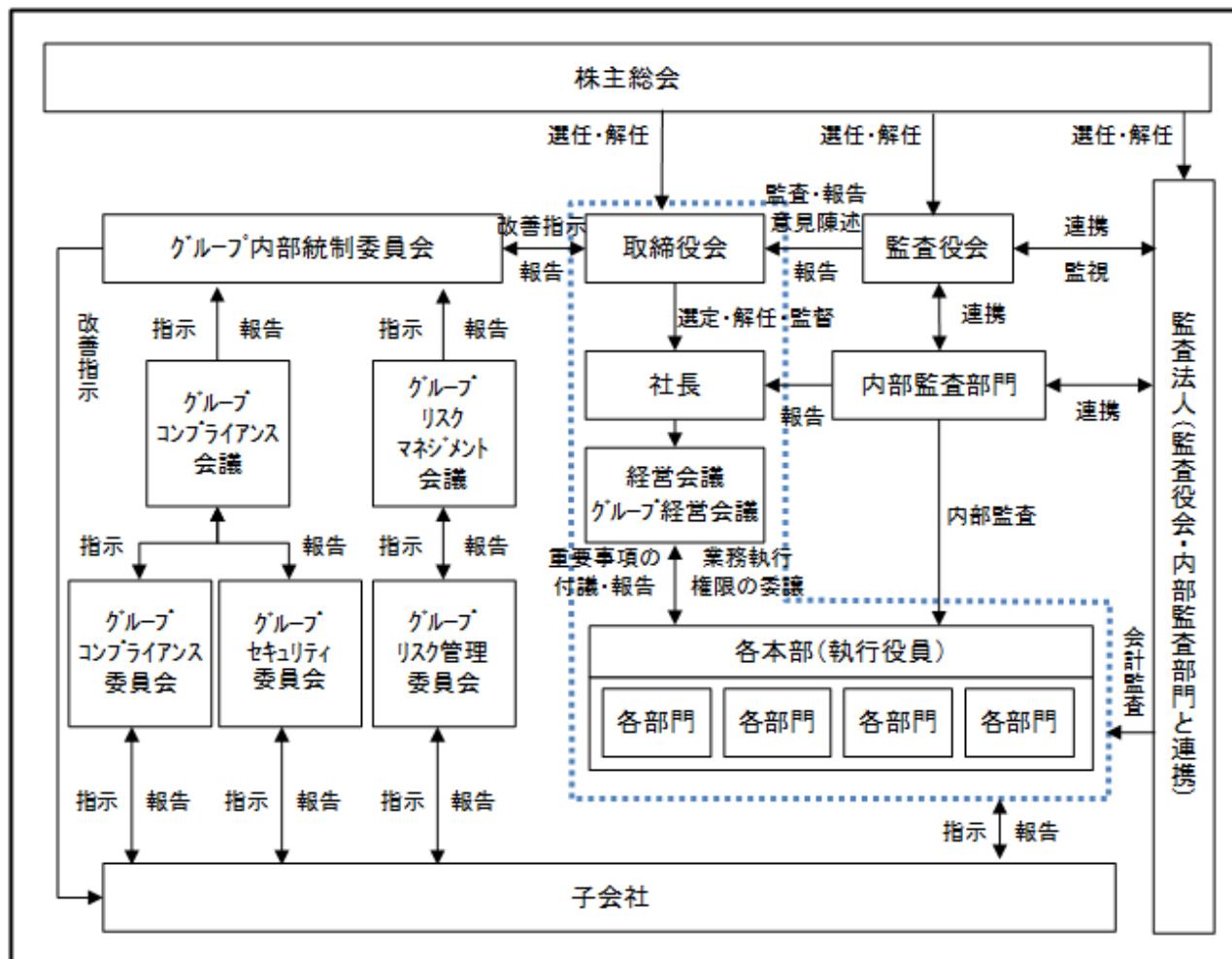
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、ディスクロージャーの推進による透明性確保の観点から、株主・投資家のみなさまに東京証券取引所の有価証券上場規程に準拠した情報を持め、投資判断に影響を及ぼす重要な情報は、証券取引所を通じてのみならず迅速に公開いたします。

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、後掲のとおりです。

(参考)

【1. コーポレート・ガバナンス体制 模式図】



【2. 適時開示体制 模式図】

